

令和6年度 第2回主要産地協議会



○日時：令和7年3月25日（火）15：00

○場所：LEVEL XXI 東京會館（大手町）21階

一般社団法人 日本食鳥協会

令和6年度 第2回主要産地協議会 出席者名簿

全	会	企業・団体名	職名（責）	氏名
1	1	【来賓】 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課	課長補佐	赤松 大暢
2	1	【北海道・青森県・岩手県】 岩手県チキン協同組合	常務理事	熊谷 光洋
3	2	プライフーズ(株)	種鶏孵卵部長	兼坂 浩和
4	3	(株)阿部繁孝商店	代表取締役社長	阿部 繁之
5	4	(株)アマタケ	専務取締役	菅野 朗
6	5	(株)十文字チキンカンパニー	常務執行役員	春日 信人
7	6	(株)オヤマ	専務取締役	小山 雅也
8	7-1	住田フーズ(株)	代表取締役社長	加納 雄三
9	7-2	〃	社長付	吉川 達哉
10	8	(株)フレッシュチキン軽米	代表取締役社長	栗原 智行
11	9	【宮崎県】 (一社) 宮崎県養鶏協会	専務理事	大木場 格
12	10	(株)エビス商事	代表取締役社長	桑畑 貴
13	11-1	日本ホワイトファーム(株)	生産担当取締役	大津 直樹
14	11-2	〃	宮崎事業部長	戸高 操
15	12	【鹿児島県】 鹿児島県養鶏協会	常務理事	山崎 嘉都夫
16	13	鹿児島くみあいチキンフーズ(株)	常務取締役	松木 純二
17	14	(株)ジャパンファーム	顧問	江夏 弘行
18	15	(株)ウェルファームフーズ	取締役 常務執行役員 霧島事業所長	小栗 研二郎
19	1	【日本食鳥協会】 (一社) 日本食鳥協会	代表理事会長	佐藤 実
20	2	〃	専務理事	浅木 仁志
21	3	〃	職員	樽林 三恵子
22	1	【報道】 (株)鶏鳴新聞社	代表取締役社長	清水 利彦
23	2	(株)全国食鳥新聞社	編集部 次長	平井 里奈
24	3	(株)日本畜産振興会 養鶏の友	企画営業部	高嶺 浩樹

(順不同・敬称略)

注. 1.職名・氏名は提出頂いた出欠報告書の記載内容のとおりに入力しております。
2.名簿は出席者の確認に使用します。

次第

1 開会

2 挨拶

(1) 開催挨拶

主要産地協議会 議長 栗原 智行

(2) 主催者挨拶

(一社) 日本食鳥協会 代表理事会長 佐藤 実

(3) 来賓挨拶

農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課 課長補佐 赤松 大暢

3 議事

(1) 主要産地の令和6年度処理羽数見通し、および令和7年度計画について

(2) その他

4 情報提供

(1) 食品産業の持続的発展と合理的費用を考慮した価格形成のための「卸売市場法」の一部改正について

(2) 肉用鶏の衛生水準の向上等に関する検討会 中間取りまとめについて

5 閉会

○次回開催

○会議 : 令和7年度第1回主要産地協議会

○日時 : 令和7年9月25日(木) 15:00~17:00

○場所 : メトロポリタン岩手

※会議終了後に情報交換会を開催いたします。

【令和6年度第2回主要産地協議会模様】





国産チキン
あんしんも、おいしさも。

別冊

令和6年度・第2回主要産地協議会

令和7年3月25日（火）
LEVEL XXI 東京會館（大手町）

一般社団法人 日本食鳥協会

日本食鳥協会会員

令和6年の処理羽数・重量見通し

および令和7年計画



令和7年3月25日（火）

令和6年度 第2回主要産地協議会

一般社団法人 日本食鳥協会

データ提供会員（順不同）

- 1 株式会社中札内若どり
- 2 プライフーズ株式会社
- 3 日本ホワイトファーム株式会社
- 4 株式会社阿部繁孝商店
- 5 株式会社アマタケ
- 6 株式会社フレッシュチキン軽米
- 7 株式会社オヤマ
- 8 株式会社十文字チキンカンパニー
- 9 住田フーズ株式会社
- 10 伊達物産株式会社
- 11 東北ブロイラー地鶏加工販売株式会社
- 12 株式会社ジャパンファーム
- 13 株式会社ウェルファームフーズ
- 14 エスファクトリー千葉株式会社
- 15 株式会社朝びき若鶏
- 16 群馬農協チキンフーズ株式会社
- 17 甲斐食産株式会社
- 18 丸トポトリー食品株式会社
- 19 岐阜アグリフーズ株式会社
- 20 米久おいしい鶏株式会社
- 21 株式会社マルセ
- 22 株式会社奥三河どり
- 23 株式会社共立
- 24 鳥ぴん株式会社
- 25 淡路フーズ株式会社
- 26 株式会社丹波フレッシュチキン
- 27 サンファーム株式会社
- 28 株式会社但馬どり

データ提供会員（順不同）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 29 ㈱大山どり※ | 43 長崎ブロイラー産業㈱ |
| 30 ㈱イシイフーズ | 44 農事組合法人福栄組合 |
| 31 貞光食糧工業㈱ | 45 ㈱エビス商事 |
| 32 ㈱丸本（オンダン農業協同組合） | 46 エビスブロイラーセンター㈱ |
| 33 香川県農業協同組合 | 47 ㈱児湯食鳥 |
| 34 三栄ブロイラー販売㈱ | 48 宮崎くみあいチキンフーズ㈱ |
| 35 まるほ食品㈱ | 49 宮崎サンフーズ㈱ |
| 36 ㈱ビージョイ | 50 ㈱アクシーズ |
| 37 深川養鶏農業協同組合 | 51 鹿児島くみあいチキンフーズ㈱ |
| 38 ㈱熊本チキン | 52 鹿児島サンフーズ㈱ |
| 39 ありた㈱ | 53 マルイ食品㈱ |
| 40 ㈱JAフーズさが | 54 沖縄食鶏加工㈱ |
| 41 ㈱ヨコオ | 55 ㈲中央食品加工 |
| 42 トリゼン食鳥肉協同組合 | |

※令和6年からデータ提供

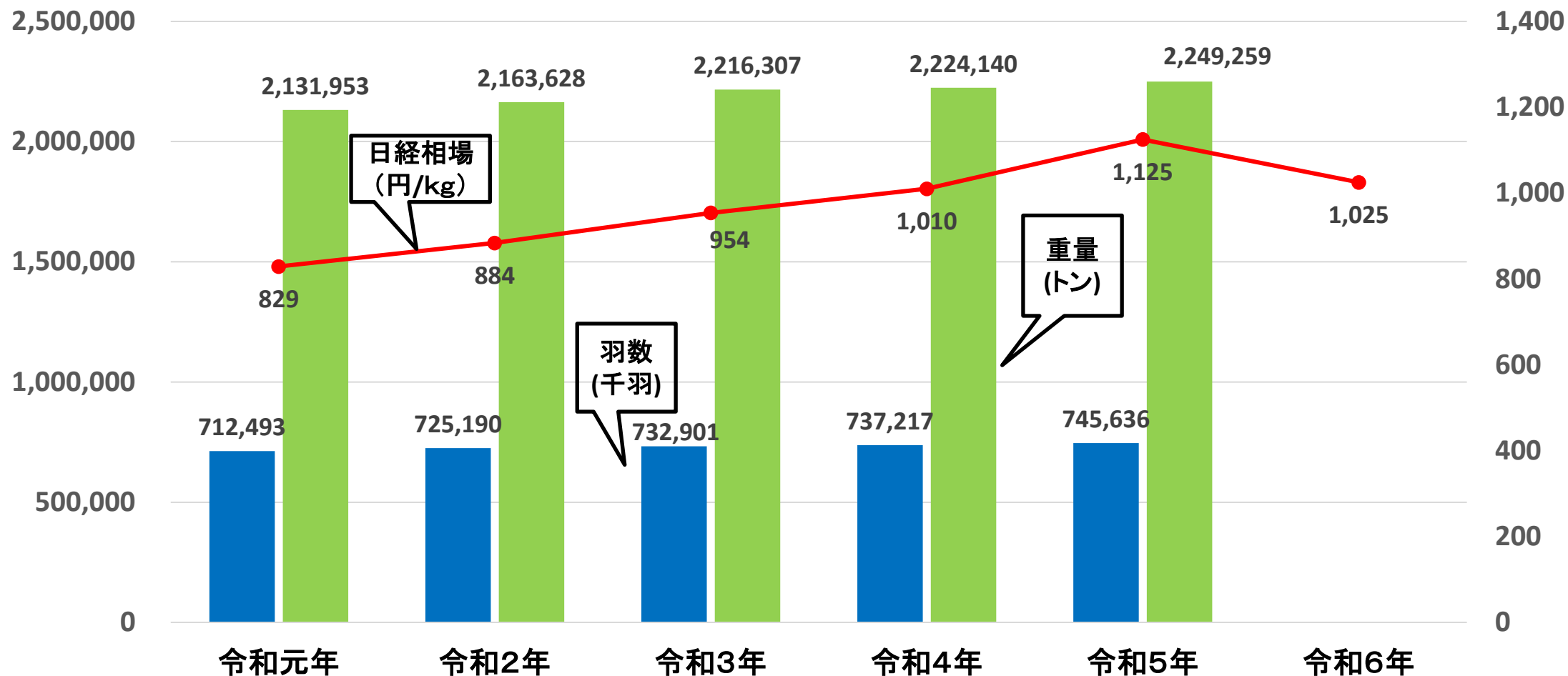
特記事項

○エリア別に含まれる都道府県

- 北海道・東北エリア・・・北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 関東エリア・・・・・・・・・・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
- 中部エリア・・・・・・・・・・新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿 中国 四国エリア・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、
広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、山口県
- 北部九州エリア・・・・・・・・福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
- 南九州エリア・・・・・・・・宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※エリア分けは、（独）農畜産業振興機構のエリア基準にてエリア分けしております。

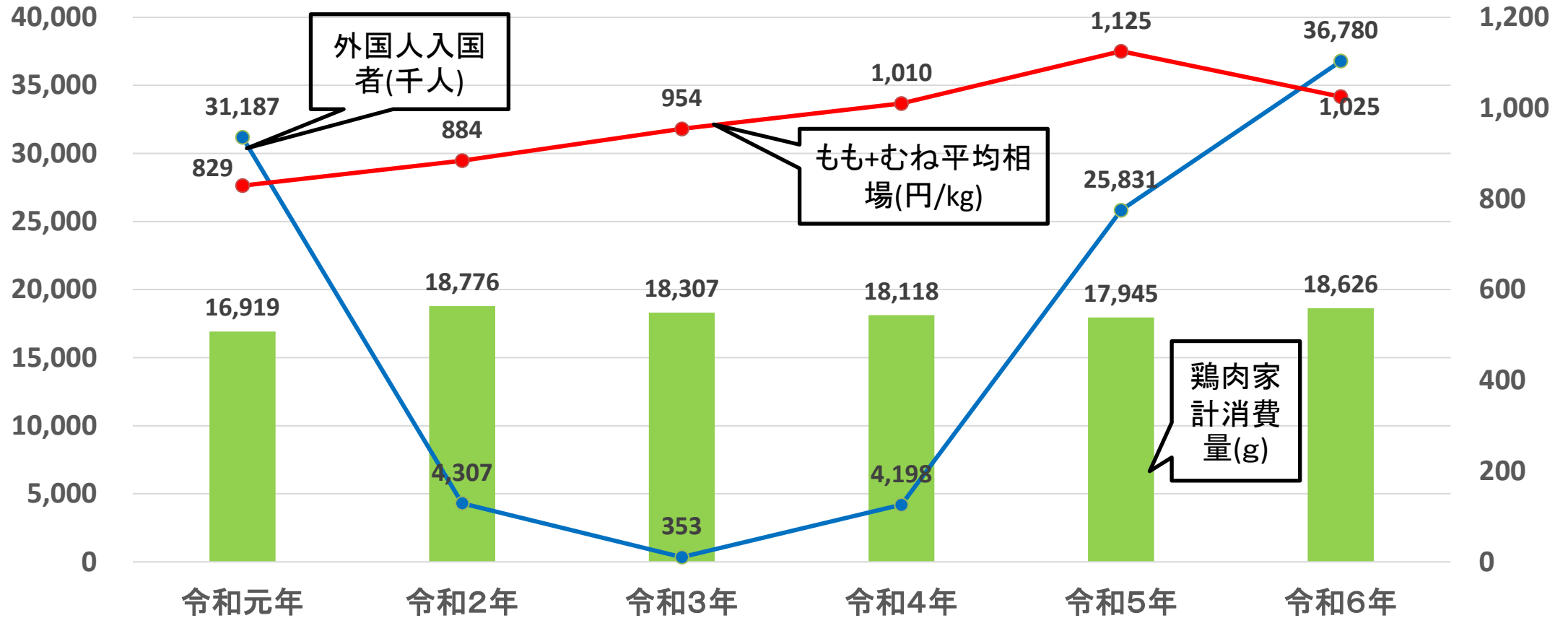
処理羽数と処理重量の推移(全国、年単位)



●処理羽数・処理重量：農水省 食鳥流通統計調査

●もも+むね平均相場：日本経済新聞社東京相場加重平均実績

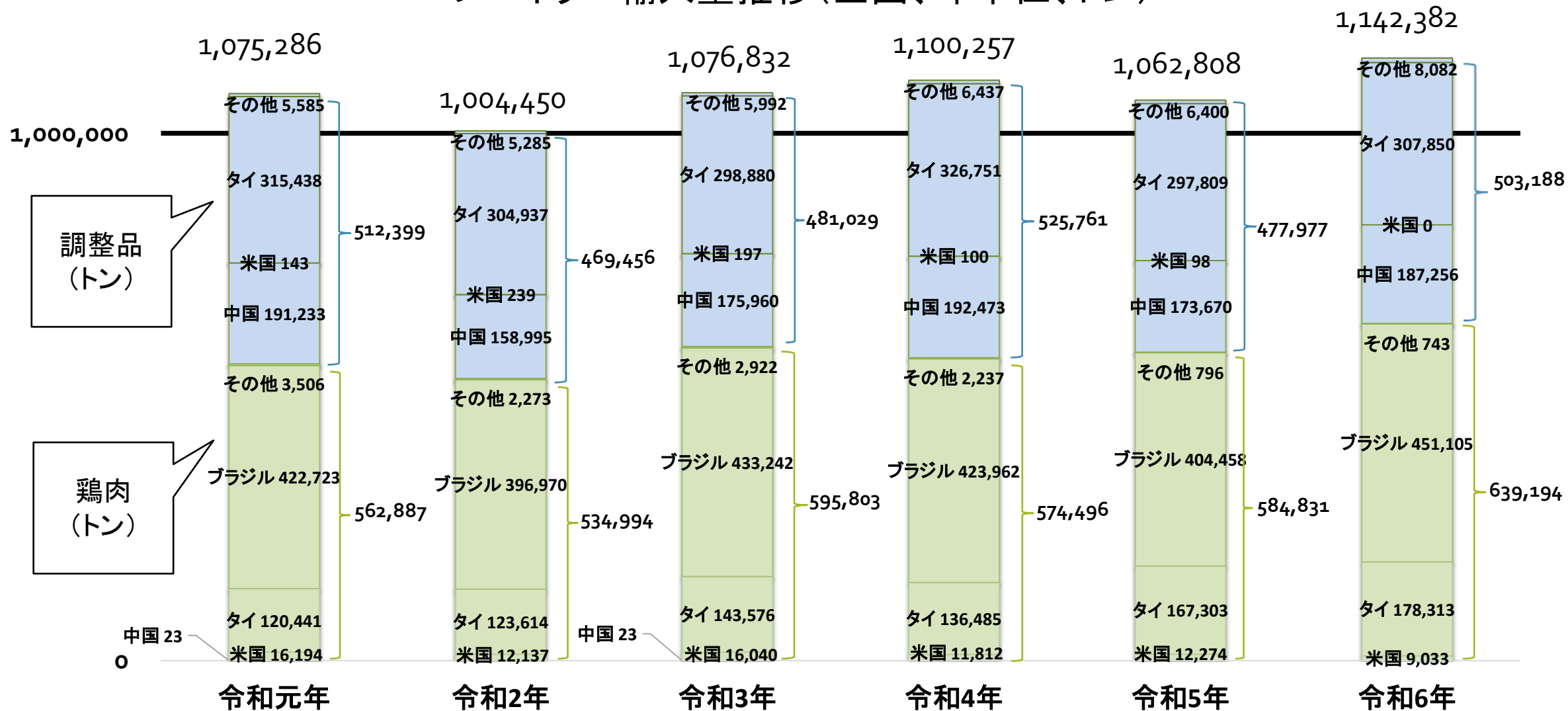
ブロイラー家計消費の推移(全国、年単位)



● 鶏肉家計消費量：総務省 全国二人以上の一世帯あたり
 ● もも+むね平均相場：日本経済新聞社東京加重平均実績

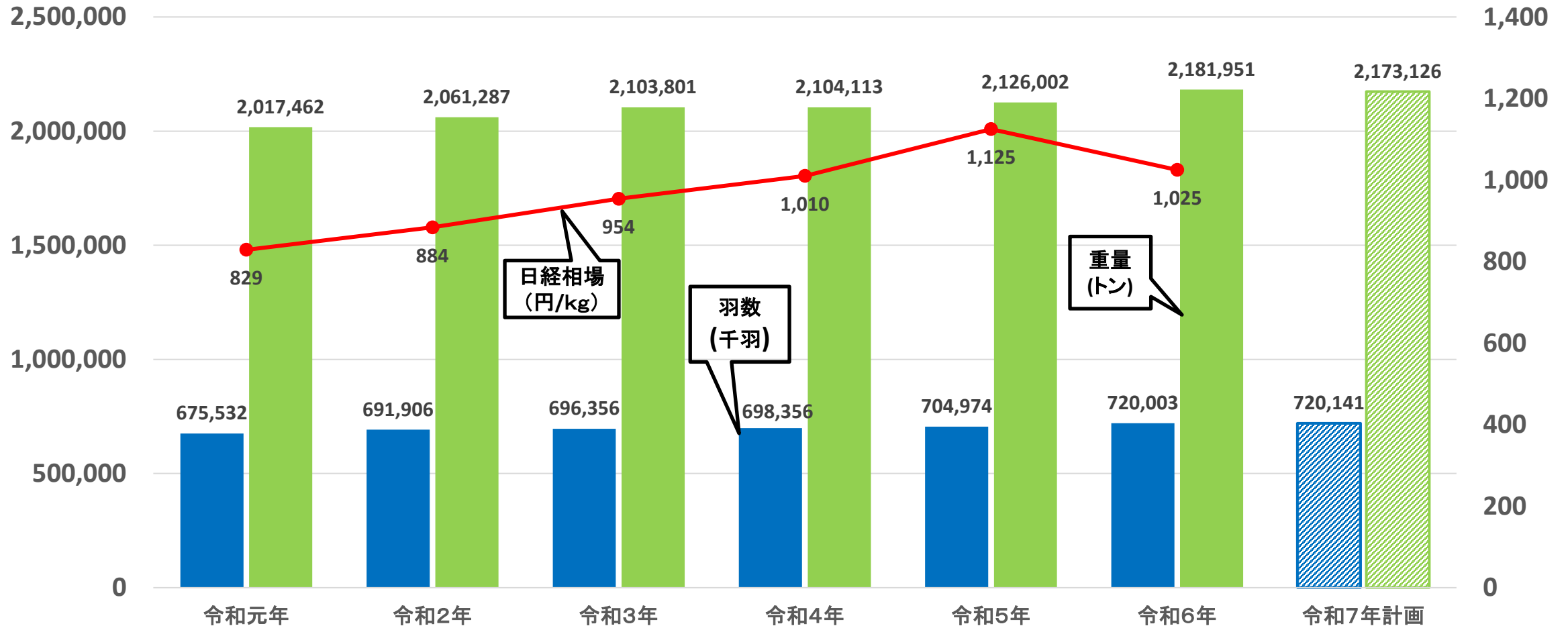
● 外国人入国者数：出入国在留管理庁

ブロイラー輸入量推移(全国、年単位、トン)



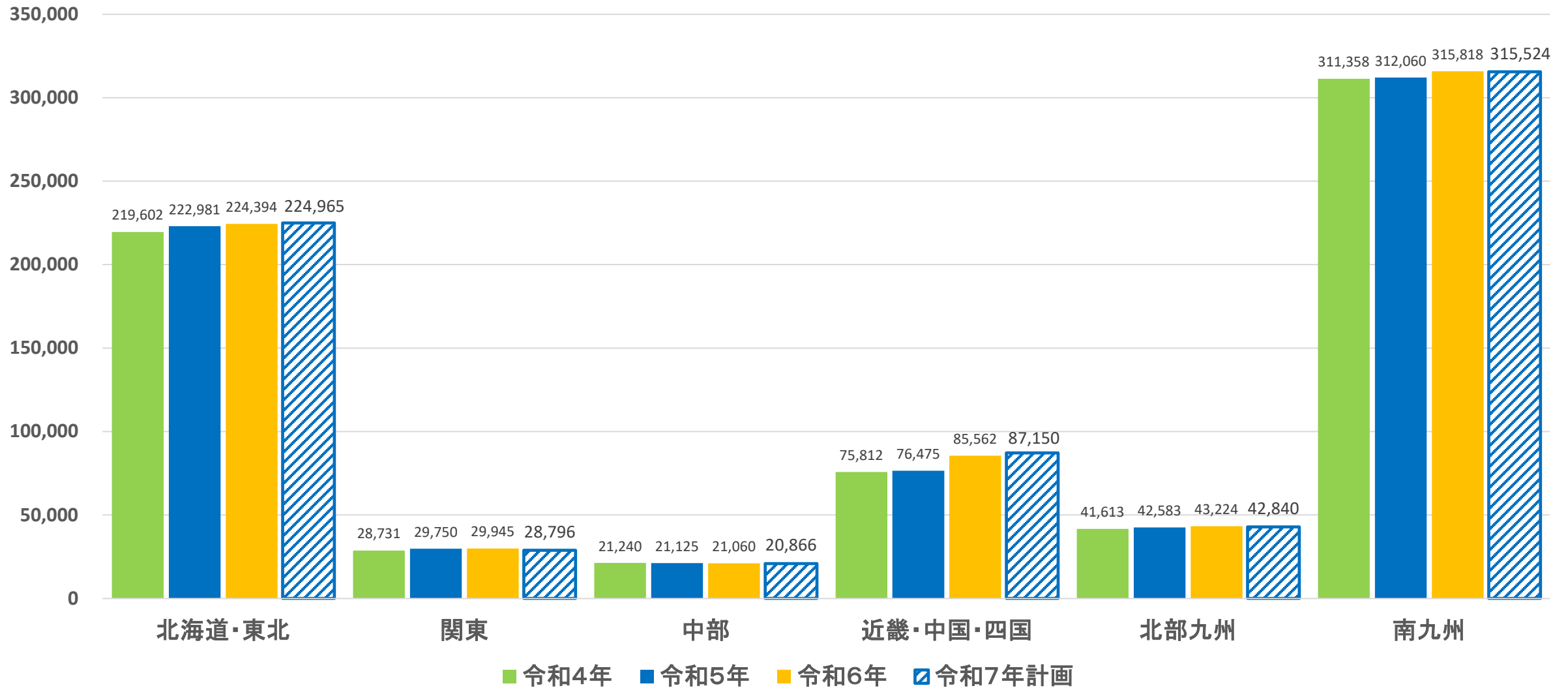
ALIC : ブロイラー等の輸入動向

処理羽数・重量の推移（日本食鳥協会会員、年単位）



もも+むね平均相場：日本経済新聞社東京相場加重平均

エリア別処理羽数推移(協会会員、年単位、千羽)



**主要産地「青森県・岩手県、宮崎県、鹿児島県エリア」
令和6年度処理羽数見通しおよび令和7年度計画**



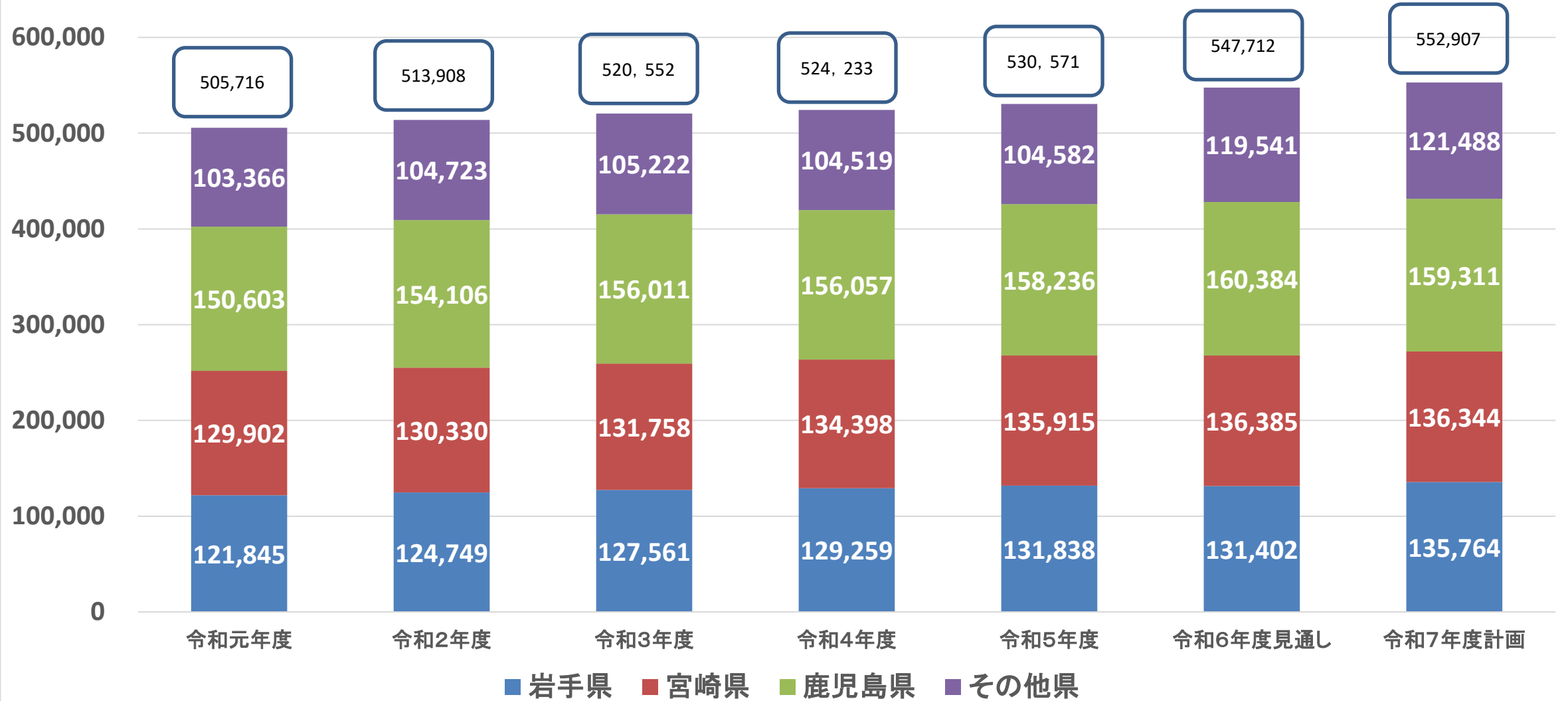
**令和7年3月25日（火）
令和6年度第2回主要産地協議会
一般社団法人 日本食鳥協会**

データ提供会員（順不同）

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 プライフーズ株式会社 | 10 株式会社エビス商事 |
| 2 株式会社阿部繁孝商店 | 11 株式会社児湯食鳥 |
| 3 株式会社アマタケ | 12 宮崎くみあいチキンフーズ株式会社 |
| 4 株式会社十文字チキンカンパニー | 13 宮崎サンフーズ株式会社 |
| 5 株式会社オヤマ | 14 株式会社アクシーズ |
| 6 住田フーズ株式会社 | 15 鹿児島サンフーズ株式会社 |
| 7 株式会社ジャパンファーム | 16 鹿児島くみあいチキンフーズ株式会社 |
| 8 日本ホワイトファーム株式会社 | 17 株式会社ウェルファムフーズ |
| 9 株式会社フレッシュチキン軽米 | 18 マルイ食品株式会社 |

○数値：期間・・・4月～3月

エリア別処理羽数推移(協会会員、年度、千羽)



(3エリア計) ブロイラー処理羽数・令和6年度見通しと令和7年度計画

会社名: (一社)日本食鳥協会
 記入者: 樽林 三恵子

1. 令和7年度計画(A)

単位: 千羽、%

飼育県/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
鹿児島県	13,405	13,451	13,055	13,147	13,016	12,900	78,974	14,272	12,988	14,373	12,959	12,212	13,533	80,337	159,311
宮崎県	11,650	11,240	10,826	11,578	10,607	11,700	67,601	11,754	11,511	12,198	11,231	10,723	11,326	68,743	136,344
岩手県	11,337	11,524	10,826	11,405	10,824	11,323	67,239	11,523	11,172	12,380	11,194	10,791	11,465	68,525	135,764
他県	10,062	10,176	9,821	9,761	9,637	10,009	59,466	10,597	9,931	11,175	10,236	9,563	10,520	62,022	121,488
合計 A	46,454	46,391	44,528	45,891	44,084	45,932	273,280	48,146	45,602	50,126	45,620	43,289	46,844	279,627	552,907

2. 令和6年度実績・見通し(B)

飼育県/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
鹿児島県	13,878	13,877	13,178	13,191	12,878	13,148	80,150	14,149	13,476	14,588	12,669	11,863	13,489	80,234	160,384
宮崎県	11,569	11,443	11,093	11,592	10,186	11,691	67,574	11,638	11,980	11,631	11,327	10,905	11,330	68,811	136,385
岩手県	10,813	11,054	10,847	10,963	10,656	10,642	64,975	11,318	11,138	11,923	10,970	9,971	11,107	66,427	131,402
他県	10,268	9,799	9,889	9,764	9,487	9,403	58,610	10,555	9,642	11,001	9,858	9,384	10,491	60,931	119,541
合計 B	46,528	46,173	45,007	45,510	43,207	44,884	271,309	47,660	46,236	49,143	44,824	42,123	46,417	276,403	547,712

3. 前年差(A-B)

単位: 千羽

飼育県/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
鹿児島県	-473	-426	-123	-44	138	-248	-1176	123	-488	-215	290	349	44	103	-1073
宮崎県	81	-203	-267	-14	421	9	27	116	-469	567	-96	-182	-4	-68	-41
岩手県	524	470	-21	442	168	681	2264	205	34	457	224	820	358	2098	4362
他県	-206	377	-68	-3	150	606	856	42	289	174	378	179	29	1091	1947
合計 C	-74	218	-479	381	877	1048	1971	486	-634	983	796	1166	427	3224	5195

4. 前年対比(A÷B、%、合計のみ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
A÷B %	99.8	100.5	98.9	100.8	102.0	102.3	100.7	101.0	98.6	102.0	101.8	102.8	100.9	101.2	100.9

注1. 羽数を飼育県(生産県)により区分しています。

注2. 令和6年度は、4月から令和7年1月までは実績、2月は実績または見通し(計画)、3月は見通し(計画)を記入しています。

注3. 今回から、株式会社ウェルファムフーズ宮城事業所分を岩手県エリアデータとして集計しています。

(岩手県エリア) ブロイラー処理羽数・令和6年度見通しと令和7年度計画

会社名: 岩手県チキン協同組合

記入者: 熊谷 光洋

1. 令和7年度計画(A)

単位: 千羽、%

飼育県/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	11,337	11,524	10,826	11,405	10,824	11,323	67,239	11,523	11,172	12,380	11,194	10,791	11,465	68,525	135,764
他県	9,071	8,978	8,530	8,610	8,441	8,877	52,507	9,296	8,855	9,886	9,024	8,471	9,144	54,676	107,183
合計 A	20,408	20,502	19,356	20,015	19,265	20,200	119,746	20,819	20,027	22,266	20,218	19,262	20,609	123,201	242,947

2. 令和6年度実績・見通し(B)

飼育県/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	10,813	11,054	10,847	10,963	10,656	10,642	64,975	11,318	11,138	11,923	10,970	9,971	11,107	66,427	131,402
他県	9,041	8,346	8,669	8,495	8,263	8,435	51,249	9,023	8,523	9,690	8,594	8,311	9,105	53,246	104,495
合計 B	19,854	19,400	19,516	19,458	18,919	19,077	116,224	20,341	19,661	21,613	19,564	18,282	20,212	119,673	235,897

3. 前年差(A-B)

単位: 千羽

飼育県/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	524	470	-21	442	168	681	2264	205	34	457	224	820	358	2098	4362
他県	30	632	-139	115	178	442	1258	273	332	196	430	160	39	1430	2688
合計 C	554	1102	-160	557	346	1123	3522	478	366	653	654	980	397	3528	7050

4. 前年対比(A÷B、%、合計のみ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
A÷B %	102.8	105.7	99.2	102.9	101.8	105.9	103.0	102.3	101.9	103.0	103.3	105.4	102.0	102.9	103.0

注1. 羽数を飼育県(生産県)により区分しています。

注2. 令和6年度は、4月から令和7年1月までは実績、2月は実績または見通し(計画)、3月は見通し(計画)を記入しています。

注3. 今回から、株式会社ウェルファムフーズ宮城事業所分を集計しています。

(宮崎県エリア) ブロイラー処理羽数・令和6年度見通しと令和7年度計画

会社名: (一社)宮崎県養鶏協会
 記入者: 大木場 格

1. 令和7年度計画(A)

単位: 千羽、%

飼育県/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
鹿児島県	2,048	2,240	2,128	2,216	2,126	2,086	12,844	2,363	2,016	2,390	2,079	2,031	2,376	13,255	26,099
宮崎県	10,784	10,321	9,993	10,647	9,894	10,792	62,431	10,852	10,582	11,330	10,295	9,912	10,510	63,481	125,912
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他県	822	1,037	1,142	990	1,048	978	6,017	1,140	918	1,118	1,046	941	1,205	6,368	12,385
合計 A	13,654	13,598	13,263	13,853	13,068	13,856	81,292	14,355	13,516	14,838	13,420	12,884	14,091	83,104	164,396

2. 令和6年度実績・見通し(B)

飼育県/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
鹿児島県	2,111	2,233	2,088	1,907	2,054	1,908	12,301	2,039	1,981	2,923	1,905	1,919	2,241	13,008	25,309
宮崎県	10,701	10,515	10,233	10,783	9,405	10,802	62,439	10,690	11,052	10,781	10,268	10,209	10,422	63,422	125,861
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他県	1,083	1,262	1,072	1,142	1,043	837	6,439	1,361	948	1,150	1,111	948	1,243	6,761	13,200
合計 B	13,895	14,010	13,393	13,832	12,502	13,547	81,179	14,090	13,981	14,854	13,284	13,076	13,906	83,191	164,370

3. 前年差(A-B)

単位: 千羽

飼育県/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
鹿児島県	-63	7	40	309	72	178	543	324	35	-533	174	112	135	247	790
宮崎県	83	-194	-240	-136	489	-10	-8	162	-470	549	27	-297	88	59	51
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他県	-261	-225	70	-152	5	141	-422	-221	-30	-32	-65	-7	-38	-393	-815
合計 C	-241	-412	-130	21	566	309	113	265	-465	-16	136	-192	185	-87	26

4. 前年対比(A÷B、%、合計のみ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
A÷B %	98.3	97.1	99.0	100.2	104.5	102.3	100.1	101.9	96.7	99.9	101.0	98.5	101.3	99.9	100.0

注1. 羽数を飼育県(生産県)により区分しています。

注2. 令和6年度は、4月から令和7年1月までは実績、2月は実績または見通し(計画)、3月は見通し(計画)を記入しています。

(鹿児島県エリア) ブロイラー処理羽数・令和6年度見通しと令和7年度計画

会社名: 鹿児島県養鶏協会

記入者: 山崎嘉都夫

1. 令和7年度計画(A)

単位: 千羽、%

飼育県/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
鹿児島県	11,357	11,211	10,927	10,931	10,890	10,814	66,130	11,909	10,972	11,983	10,880	10,181	11,157	67,082	133,212
宮崎県	866	919	833	931	713	908	5,170	902	929	868	936	811	816	5,262	10,432
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他県	169	161	149	161	148	154	942	161	158	171	166	151	171	978	1,920
合計 A	12,392	12,291	11,909	12,023	11,751	11,876	72,242	12,972	12,059	13,022	11,982	11,143	12,144	73,322	145,564

2. 令和6年度実績・見通し(B)

飼育県/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
鹿児島県	11,767	11,644	11,090	11,284	10,824	11,240	67,849	12,110	11,495	11,665	10,764	9,944	11,248	67,226	135,075
宮崎県	868	928	860	809	781	889	5,135	948	928	850	1,059	696	908	5,389	10,524
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他県	144	191	148	127	181	131	922	171	171	161	153	125	143	924	1,846
合計 B	12,779	12,763	12,098	12,220	11,786	12,260	73,906	13,229	12,594	12,676	11,976	10,765	12,299	73,539	147,445

3. 前年差(A-B)

単位: 千羽

飼育県/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
鹿児島県	-410	-433	-163	-353	66	-426	-1719	-201	-523	318	116	237	-91	-144	-1863
宮崎県	-2	-9	-27	122	-68	19	35	-46	1	18	-123	115	-92	-127	-92
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他県	25	-30	1	34	-33	23	20	-10	-13	10	13	26	28	54	74
合計 C	-387	-472	-189	-197	-35	-384	-1664	-257	-535	346	6	378	-155	-217	-1881

4. 前年対比(A÷B、%、合計のみ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年間合計
A÷B %	97.0	96.3	98.4	98.4	99.7	96.9	97.7	98.1	95.8	102.7	100.1	103.5	98.7	99.7	98.7

注1. 羽数を飼育県(生産県)により区分しています。

注2. 令和6年度は、4月から令和7年1月までは実績、2月は実績または見通し(計画)、3月は見通し(計画)を記入しています。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律 及び卸売市場法の一部を改正する法律案の概要

背景

- **改正食料・農業・農村基本法**においては、食料の価格形成に当たり**食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう必要な施策を講ずること等を明記**。
- 食料の持続的な供給ができる食料システムの確立を図るため、持続的な供給に要する**合理的な費用を考慮した価格形成**と、**農業と食品産業の連携強化等食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体として推進**することが必要。

法律案の概要

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

1 題名及び目的

題名を「**食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律**」に改正。目的規定に**食料システム**における**食品等事業者の役割等**を明記。

2 食品等の持続的な供給の実現に向けた事業活動の促進

(1) 食品等事業者は、次の**事業活動に関する計画**を作成し、**農林水産大臣が認定**。

- ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
- ② 流通合理化事業活動（食品等の流通の効率化、付加価値向上等）
- ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
- ④ 消費者選択支援事業活動（消費者が持続可能性に配慮した物の選択を行うことに資する販売方式の導入等）

※ ①～④には技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

(2) 地方公共団体、一般社団法人等、(1)の事業活動を連携して支援しようとする者は、**連携支援計画**を作成し、**農林水産大臣が認定**。

〈支援措置〉

(1) 日本政策金融公庫による**長期低利融資**

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構による**研究開発設備の供用** 等

（このほか、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制などの**税制特例**を措置）

(2) 補助金等で整備された**施設等の有効活用** 等

3 食品等の取引の適正化

(1) 農林水産大臣は、**食品等取引実態調査**を実施。

(2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、取引において、次の措置を講ずるよう、**努力義務を措置**。

- ① 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して取引条件の**協議の申出**がされた場合、**誠実に協議**。
- ② 取引の相手方から**持続的な供給に資する取組の提案**があった場合、**協力**。

(3) 農林水産大臣は、(2)についての事業者の行動規範（**判断基準**）を策定。

(4) 農林水産大臣は、(2)の適確な実施を確保するため必要な場合に**指導・助言**を実施。また、(2)の実施状況が著しく不十分な場合は**勧告・公表**を実施。（勧告の実施に必要な場合、**報告徴収・立入検査**を実施。）

※ 不公正な取引方法に該当する事実があるときは、公正取引委員会に通知。

(5) 農林水産大臣は、**指定飲食料品等**(※)について、**費用の指標の作成・公表**、消費者への**情報提供**等を行う**団体を認定**。（団体の役職員等に対し**秘密保持義務**を措置。）

※ 農林水産大臣が、取引において、通常、費用が認識されにくい飲食料品等を指定。

卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の**開設者**は、3(5)の**指定飲食料品等**、**その費用の指標等**を公表。

施行期日

公布の日から起算して**6月を超えない範囲内**において政令で定める日。

ただし、3(2)から(5)まで及び卸売市場法の一部改正については、公布の日から起算して**1年を超えない範囲内**において政令で定める日。

KPI

農業・食料関連産業の国内生産額114兆円（令和4年）を150兆円（令和12年）に増加

(参考資料)

食料の持続的な供給に関する法制化について

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2025年2月

新事業・食品産業部

目次

- 1 合理的な費用を考慮した価格形成・・・・・・・・・・ 8
- 2 持続的な食料システムの確立・・・・・・・・・・ 14



- 我が国を取り巻く状況変化を踏まえ、**食料安全保障の確立**等を柱に、令和6年6月に**食料・農業・農村基本法**を改正。

（食料安全保障の確保）

第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入れる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。

2・3 （略）

4 国民に対する**食料の安定的な供給**に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、**農業及び食品産業の発展**を通じた**食料の供給能力の維持**が図られなければならない。

5 **食料の合理的な価格の形成**については、**需給事情及び品質評価**が適切に**反映**されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の**食料システム**（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の**関係者**によりその**持続的な供給に要する合理的な費用が考慮**されるようにしなければならない。

6 （略）



（食料の円滑な入手の確保）

第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、**地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備**その他必要な施策を講ずるものとする。

（食品産業の健全な発展）

第二十条 国は、**食品産業が食料の供給**において果たす**役割の重要性**に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の**食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

（食料の持続的な供給に要する費用の考慮）

第二十三条 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による**食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進**及びこれらの**合理的な費用の明確化の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の価格の形成と経営の安定）

第三十九条 国は、農産物の価格の形成について、**第二十三条**に規定する施策を講ずるほか、消費者の**需要に即した農業生産**を推進するため、**需給事情及び品質評価が適切に反映**されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

食料システムを通じた食料の持続的な供給



【直面する課題】

原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。



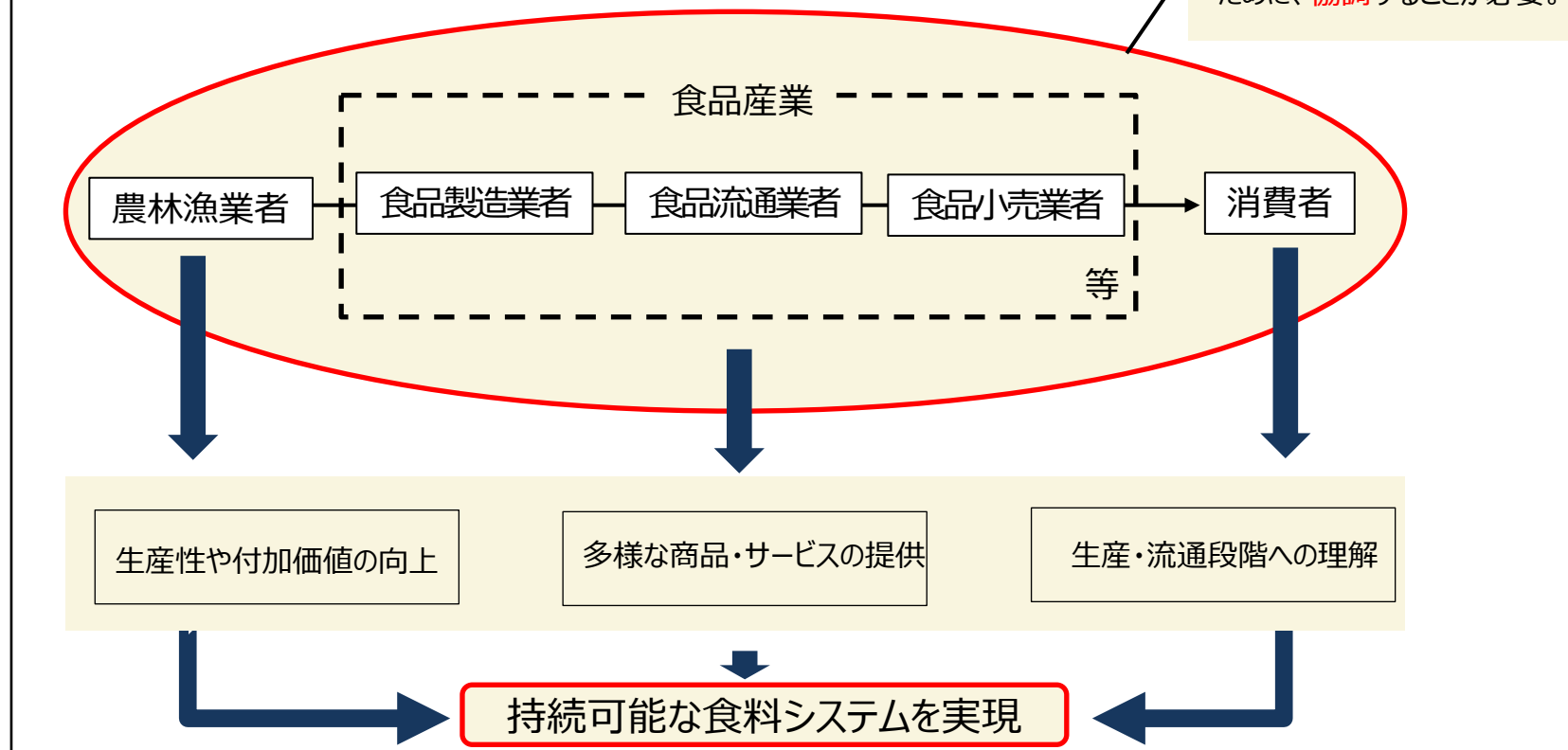
【考え方】

食品の生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう協調。



【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解の下、食料システムの持続性を確保するために、協調することが必要。



適正な価格形成に関する協議会



- 令和5年8月から、生産から消費に至る食料システムの関係者が一堂に会する協議会を開催。
- 協議会の下には、**飲用牛乳、豆腐・納豆、米、野菜**のワーキンググループを設置し、**具体的に議論**。

<構成員>

【生産者】		
全国農業協同組合中央会	馬場 利彦	専務理事
全国農業協同組合連合会	齊藤 良樹	代表理事専務
日本農業法人協会	井村 辰二郎	副会長
中央酪農会議	隈部 洋	副会長
【製造業者】		
食品産業センター	荒川 隆	理事長
日本乳業協会	宮崎 淑夫	専務理事
【流通業者】		
全国中央市場青果卸売協会	出田 安利	専務理事
日本加工食品卸協会	時岡 肯平	専務理事
【小売業者】		
日本チェーンストア協会	牧野 剛	専務理事
日本スーパーマーケット協会	江口 法生	専務理事
全国スーパーマーケット協会	島原 康浩	常務理事
【外食・中食業者】		
日本フードサービス協会	坂本 修	専務理事
日本惣菜協会	黒田 久一	副会長
【消費者】		
日本生活協同組合連合会	二村 睦子	常務理事
全国消費者団体連絡会	郷野 智砂子	事務局長
主婦連合会	田辺 恵子	副会長
【学識経験者】		
九州大学	福田 晋	名誉教授
宮城大学	三石 誠司	副学長・教授

<開催実績>

月日	会合
令和5年 8月29日	第1回 適正な価格形成に関する協議会
10月11日	第2回 適正な価格形成に関する協議会 → ワーキンググループの設置を決定
20日	第1回 飲用牛乳ワーキンググループ
30日	第1回 豆腐・納豆ワーキンググループ
11月17日	第2回 飲用牛乳ワーキンググループ
28日	第2回 豆腐・納豆ワーキンググループ
12月27日	第3回 適正な価格形成に関する協議会
令和6年 2月 9日	第3回 豆腐・納豆ワーキンググループ
3月15日	第3回 飲用牛乳ワーキンググループ
4月 5日	第4回 適正な価格形成に関する協議会
8月 2日	第5回 適正な価格形成に関する協議会
10月24日	第6回 適正な価格形成に関する協議会 → ワーキンググループの設置を決定
11月 5日	第1回 米ワーキンググループ
6日	第1回 野菜ワーキンググループ
令和7年 2月 4日	第2回 米ワーキンググループ
7日	第2回 野菜ワーキンググループ

食品産業の持続的な発展に向けた検討会



- 令和5年8月から、生産から消費に至る食料システムの関係者が一堂に会する**検討会**を開催。
- 検討会の下に、**食料安全保障、環境等配慮、人口減少社会**の3つのプロジェクトチームを設置し、議論。

<構成員>

【生産者】	全国農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会 日本農業法人協会	馬場 利彦 専務理事 齊藤 良樹 代表理事専務 紺野 和成 専務理事
【製造業者】	食品産業センター 明治HD株式会社 株式会社一ノ蔵	荒川 隆 理事長 松岡 伸次 常務執行役員CSO 浅見 紀夫 相談役
【流通業者】	全国中央市場青果卸売協会 日本加工食品卸協会 食品等流通合理化促進機構 全国青果卸売協同組合連合会 全日本トラック協会	出田 安利 専務理事 時岡 肯平 専務理事 村上 秀徳 会長 井出 禎久 専務理事 若林 陽介 理事長
【小売業者】	日本チェーンストア協会 日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会	牧野 剛 専務理事 江口 法生 専務理事 島原 康浩 常務理事
【外食・中食業者】	日本フランチャイズチェーン協会 日本フードサービス協会 日本惣菜協会 日本べんとう振興協会	大日方 良光 専務理事 坂本 修 専務理事 今里 有利 副会長 嵯峨 哲夫 専務理事
【消費者】	日本生活協同組合連合会 全国消費者団体連絡会 主婦連合会	二村 睦子 常務理事 郷野 智砂子 事務局長 柿本 章子 副会長
【スタートアップ】	株式会社UnlocX 株式会社スベックホルダー DAIZ株式会社	田中 宏隆 代表取締役CEO 大野 泰敏 代表取締役社長 杉山 浩司 顧問（戦略・海外担当）

<開催実績・予定>

月日	会合
令和5年 8月 31日	第1回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会 → プロジェクトチームの設置を決定
9月 26日	第1回 食料安全保障プロジェクトチーム
10月 6日	第1回 環境等配慮プロジェクトチーム
13日	第1回 人口減少社会プロジェクトチーム
24日	第2回 食料安全保障プロジェクトチーム
11月 2日	第2回 環境等配慮プロジェクトチーム
10日	第2回 人口減少社会プロジェクトチーム
17日	第3回 食料安全保障プロジェクトチーム
24日	第3回 人口減少社会プロジェクトチーム
12月 22日	第2回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会
令和6年 8月 29日	第3回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会
令和7年 1月 21日	第4回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会

合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立の一体的な検討

- 合理的な費用を考慮した価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用**や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制**等により、**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**合理的な費用を考慮した価格形成**と、**持続的な食料システムの確立**を**一体**の取組として併せて検討。

価格転嫁ばかりでなく、
付加価値の向上を
要望

国産原材料の活用、
環境負荷低減等を
促進

合理的な費用を考慮した価格形成

- ① コストの把握・明確化
- ② コストを考慮した取引の実施 等

合理的な費用を考慮した価格形成を実現

持続的な食料システムの確立

- ① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立
 - ② 流通の合理化
 - ③ 環境負荷低減等の促進
 - ④ 消費者の選択への寄与
- ※ ①～④には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

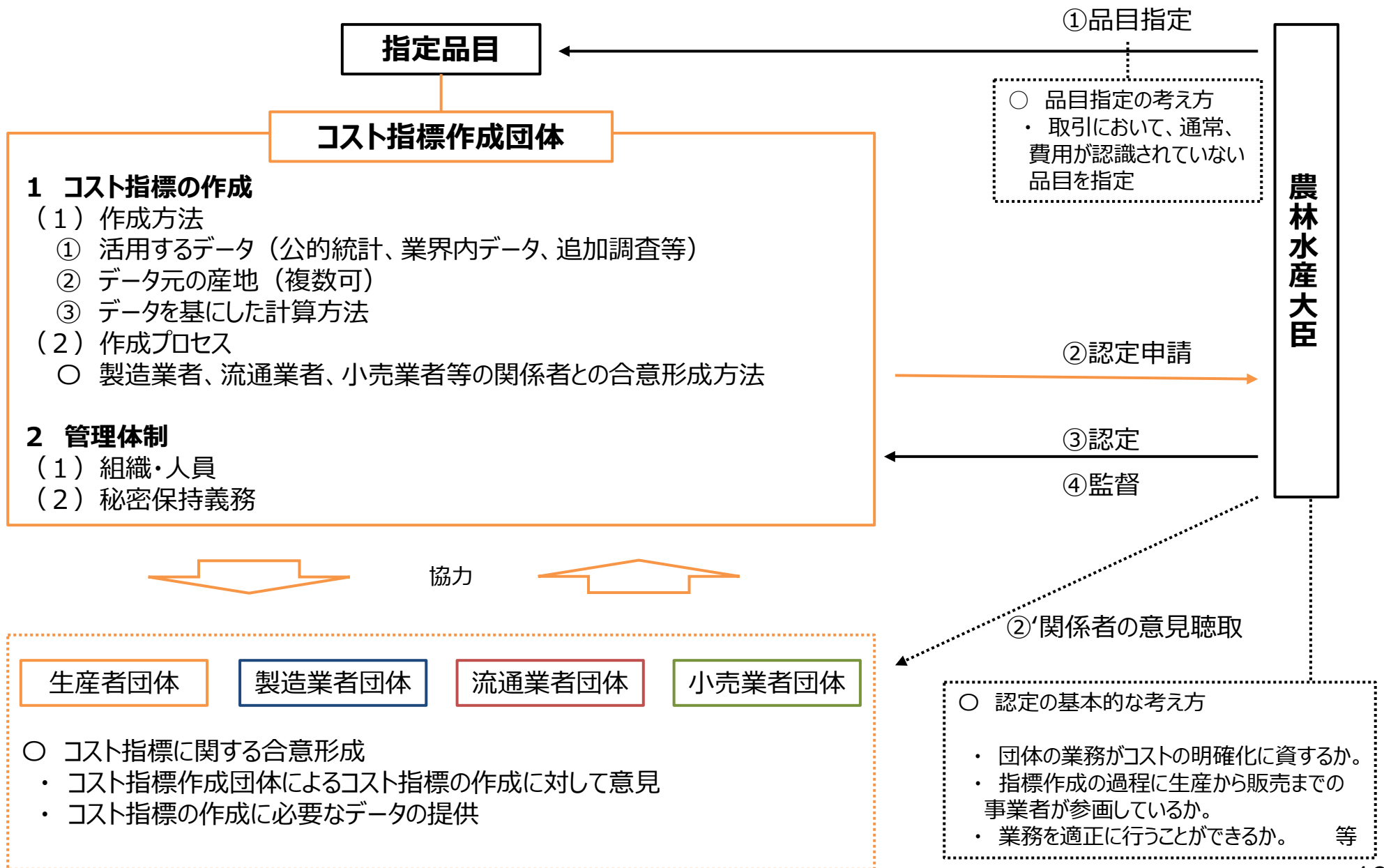
食品の付加価値向上等の取組を促進

消費者の理解を得ながら、食料の持続的な供給を実現

1 合理的な費用を考慮した価格形成



品目の指定／コスト指標の作成



規制的措置の流れ



- **食料全般**に関して、**実態調査**を実施。努力義務・判断基準に照らして取組が不十分な場合、**規制的措置**を実施。

《取引実態調査》

- **食料全般**に関する実態調査に基づき、費用、取引価格等を把握。

《努力義務》 ～規制的措置として導入～

- 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求め**る事由を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**。
- **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**協力**。

《判断基準》

売り手	買い手
～詳細は省令で規定～	

《指導・助言》

- **適確な実施を確保**するため必要な場合、当該食料関係事業者を対象に指導・助言を実施。

《報告・立入検査》

- 勧告に必要な場合、報告を求め、立入検査を行い、実態を詳細に把握。

《勧告・公表》

- **実施状況が不十分**な場合、実態の改善を勧告。勧告に従わない場合、**事業者名**、勧告した旨を**公表**。

注) 報告・立入検査、勧告・公表は指定品目を対象に実施

《公正取引委員会への通知》

- **不公正な取引方法に該当する事実**があると考えるときには、公正取引委員会に通知。

《参考》 不十分な取組のイメージ

- 判断基準に照らして取組が不十分な場合の**代表的な適用対象**は、以下のようなものを想定。

【価格交渉の拒否】

- 売り手からコスト上昇やコスト指標の変動を理由とした価格交渉を申し入れたにも関わらず、**協議に一切応じない**。
- 費用の考慮に関する見解について説明を求めても、**一切回答がない**。
- 価格交渉に際し、**過度に詳細な費用の内訳の提出**を求められ、費用の考慮の状況に関する見解について説明がない。



【補助金等を理由とする値引き要請】

- 売り手の支援を目的とした国による**補助金等の支援措置**を理由とした**当該支援分等の値引き要請**を行う。



【納品価格の一方向的な決定】

- 合理的な消費者の値頃感等を理由として、**コストを著しく下回る価格**での納入を**一方向的**に求めることが**常態化**している。



【商慣習の改善に対する一方向的な非協力】

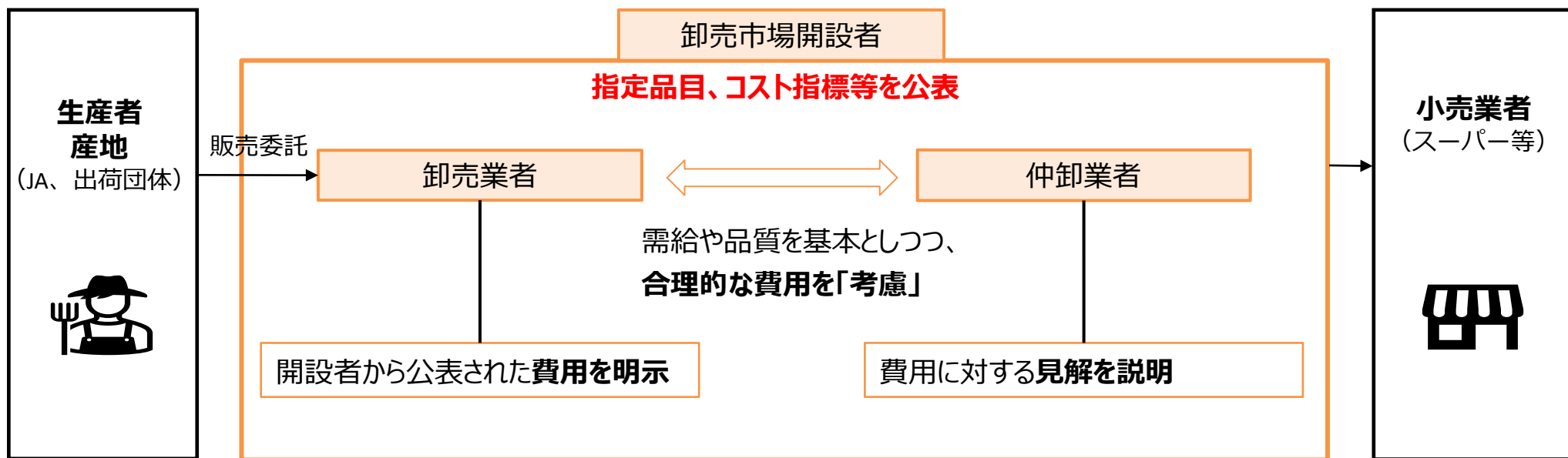
- 人手不足、物流コストの上昇等を背景とした納品頻度の削減等に対し、**商品で常時棚を埋めることを過剰に優先し、一方向的に協力しない**。



市場取引での対応

- 卸売市場では、**価格を調整弁**として、出荷された青果物等を**早急に売買**。
- 卸売市場でコストを考慮するため、**開設者が指定品目、コスト指標等を公表**。

○ 市場取引でのコストの考慮



(運用) ・貯蔵性の高い品目 ・売残りの場合には、翌日持越し ・取扱数量を設定 等

2 持続的な食料システムの確立



計画制度

- 持続的な食料システムの確立に向けて、次の施策を法制化。
 - ① 国が策定する基本方針に即し、**食品等事業者等が計画を策定。農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組**を実施。
 - ② 国等は、融資・税制等により**総合的に支援**。

食品事業者、農林漁業者等

1 持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する計画

(1) 農林漁業者との安定的な取引関係の確立

- 農林漁業者との連携強化を促し、地域を先導する意欲のある食品事業者（地域先導食品事業者）の取組を促進

(2) 流通の合理化

- 流通経費の削減や付加価値の向上等の取組を推進

(3) 環境負荷低減の促進

- 環境負荷低減の食品事業者の取組を促進

(4) 消費者の選択への寄与

- 消費者の持続的な供給に資する物の選択を推進

注) (1) ~ (4) には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

2 関係者によるプラットフォームを構築し、連携を促進する計画

- 地域の農林漁業者、食品事業者等の関係者が幅広く参加するプラットフォーム等を構築

農水大臣

基本方針

農水大臣

認定

国等

- 日本政策金融公庫による**長期・低利融資**

- **中小企業等経営強化法との連携による税制特例**

- **産業競争力強化法との連携による環境負荷低減や事業基盤強化の支援**

等

計画／計画策定主体／計画内容

○ 4つの主要な「事業活動計画」と、プラットフォームによる「連携支援計画」の策定主体、内容等は概ね表のとおり。

1. 事業活動計画

計画	計画策定主体			計画内容				
	食品等事業者	農林漁業者	研究開発事業者	必須の取組	任意の取組			
					経営力向上	研究開発	脱炭素化	事業再編
安定取引関係確立事業活動	◎	○	○	◎	○	○	-	○
流通合理化事業活動	◎	-	○	◎	○	○	-	○
環境負荷低減事業活動	◎	-	○	◎	○	○	○	○
消費者選択支援事業活動	◎	-	○	◎	○	○	-	○
支援内容				公庫・長期低利融資等	中小企業等経営強化法の特例措置	農研機構の施設等の供用	産業競争力強化法の特例措置	産業競争力強化法の特例措置

2. 連携支援計画

計画	計画策定主体		計画内容	
	支援機関		必須の取組	任意の取組
				補助金で整備した施設の活用
連携支援事業	◎		◎	○
支援内容			機構の債務保証	補助金適正化法の特例措置

支援措置（活用イメージ）



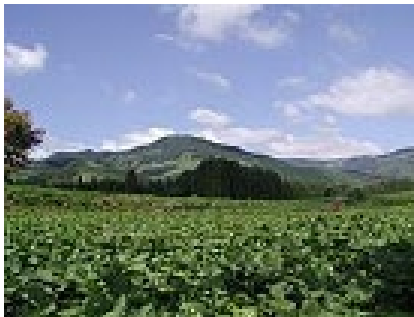
支援措置	計画（例示）	取組内容（例示）	適用（例示）
融資	① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立 ② 流通の合理化 ③ 環境負荷低減の促進 ④ 消費者の選択への寄与	○ 農林漁業者との連携による 原材料調達 の多角化、流通コストの削減、製造工程等における 脱炭素化 、生産性向上・環境負荷低減等に資する 技術の導入 等を行う取組	○ 日本政策金融公庫の 長期・低利融資
税制特例			○ 中小企業経営強化税制 の上乗せ ・ 設備投資に対する即時償却・税額控除の上乗せ
産業競争力強化法等との連携	③ 環境負荷低減の促進	○ 製造工程等の 脱炭素化 等を進める設備投資を行う取組	○ 産業競争力強化法 に基づく税制特例（カーボンニュートラル税制） ・ 設備投資に対する税額控除・特別償却
	①～④のための技術の開発・利用の推進	○ ①～④のために 研究開発 を行う取組	○ 農研機構 による研究開発設備等の供用
	①～④のための事業再編	○ ①～④のために 事業再編 を行う取組	○ 産業競争力強化法 に基づく税制特例 ・ 事業再編に係る登記の税率軽減
	①～④を支援するためのプラットフォームの構築	○ 都道府県等の関係者による 連携推進体制 を構築する取組	○ 補助金適正化法 の特例 ・ 補助金で整備した施設の他用途への転用手続きの簡素化

《参考》 持続的な食料システム的确立に向けた取組例①

(1) 農林漁業者との安定的な取引関係の確立

農業者と食品製造業者の連携

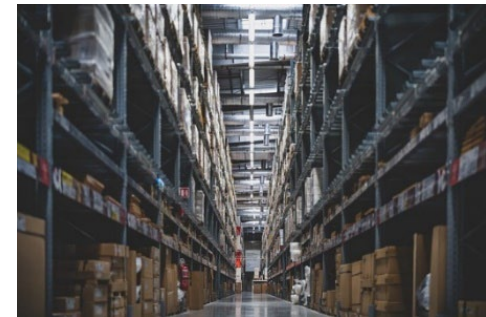
- 食品製造業者は、国産原材料への切替を図るため、**自社農業法人を設立**するとともに、**地域のJAを經由して農業者と契約取引**を拡大。
- 国産サツマイモの調達増加に対応するため、**生産地の近くに1次加工施設、冷蔵・冷凍施設等を整備**。



(2) 流通の合理化

ドライセンターの新設

- 食品小売業者は、物流費の上昇を踏まえ、**集配送を内製化**するため、既存の物流センターの隣地に**ドライセンター（常温）**を新設。
 - ・ 併せて、ドライセンター内の**ピッキング業務を効率化**するため、商品棚のピッキングする商品**をプロジェクター投影**で示す「**プロジェクションピッキングシステム**」を導入。**一層生産性を向上**。



《参考》 持続的な食料システム的确立に向けた取組例②

(3) 環境負荷低減の促進

温室効果ガス・食品ロスの削減

- 食品製造業者の製造工場では、**熱源の多くが化石燃料**の燃焼によるもの。
 - ・ 温室効果ガスを2030年度に2013年度比46%削減という目標の実現に向け、**非化石エネルギーの導入拡大**が課題。
- このため、製造工場内の**フライヤーをガス式からIH式に変更**するとともに、**酸化防止装置を導入**。
 - ・ **温室効果ガスの排出を削減**するとともに、揚げ油の劣化を抑制し、**油の使用量を削減**。



(4) 消費者の選択への支援

サステナビリティに配慮した製品の情報表示

- 食品小売業者では、農林漁業等の情報等を分かりやすく消費者に伝達し、消費者の選択につなげるため、**売場、ショッピングカート等にディスプレイ、電子ポップを設置**。
- これにより、**環境に配慮した食品等の生産者の取組や産地の情報**、食品を利用したレシピ等を動画を通じて分かりやすく**消費者にPR**。



《参考》 持続的な食料システム的确立に向けた取組例③

(1) ~ (4) のための技術の開発・利用

プラントベースフードの開発・実証・改良

- 食品製造業者では、気候変動等により調達が困難になるおそれがある食品の代替食品や、多様化する消費者ニーズへの対応を含め、**新たな食品の開発・実証・改良**を実施。
- こうした取組を通じて、**植物性タンパク質**を活用したプラントベースフード等の新商品の開発が進展。



黄えんどう豆
の麺



植物性の
スクランブルエッグ



植物性のかつお出汁

(1) ~ (4) のための事業再編

地域のスーパーの事業継承

- 地元の農林水産物の取扱いも多い、**地域密着型の老舗スーパーマーケット**では、**経営者の高齢化**が進み、**後継者不在**のままでは従業員の失業を招く上、**地域住民の生活に影響**が及ぶ可能性。
- このため、**事業継承を模索**し、取引先の**食品仲卸業者が事業を継承**。
 - ・ 食品仲卸業者は、従来の取引先等との関係を有効に活用し、販売先・調達先（**地域の農林漁業者**）との**取引を拡大**。





○ 関係者によるプラットフォームの構築と新たな食ビジネスの創出に向けた連携の促進

関係者によるプラットフォームの構築

- 岐阜県、NPO法人、研究機関、金融機関等の支援機関と農林漁業者、食品加工業者、流通・小売業者等の参画事業者によるプラットフォームを形成。

【プラットフォームにおける支援機関と参画事業者（事例）】

事務局：（一社）食農連携推進機構

支援機関：

【地方公共団体】岐阜県
【金融機関】(株)十六銀行、(株)OKB総研
【研究機関】岐阜県食品科学研究所
【関係機関】ぎふアグリチャレンジ支援センター 等

参画事業者：

【生産者】(株)寺田農園、阿部農園、まんま農場、
(株)クリエイティブファーマーズ
【食品加工業者】(株)恵那川上屋、(株)秋田屋本店
【流通・小売業者】(株)パローHD
【NPO】NPO法人こどもトリニティネット 等

【支援機関が連携して参画事業者に行う支援の内容】

- ① マーケティングリサーチ費用や実際の商品開発費用、機能性の分析に必要な研究開発費用等の補助等による支援 【岐阜県】
- ② 商品開発や機能性分析について支援 【研究機関】
- ③ 地域の実情やローカルフードビジネスに関する研修を実施 【一般社団法人】

等

支援・
創出



新たな食ビジネスの創出

- 子育て世代の食のニーズに応えるため、安心・安全な県内農産物を使った幼児食商品を、プラットフォームの支援のもと開発。
- 地域の子育て世代を応援する企業にも販路を拡大。



県産の素材を使った商品「GIFUTOシリーズ」を展開。

肉用鶏の衛生水準の向上等に関する検討会 ：中間とりまとめ概要

自主取組宣言のお話

(一社) 日本食鳥協会

令和7年3月25日

カンピロバクター食中毒の概要

原因菌：*Campylobacter jejuni / coli*（カンピロバクター ジェジュニ/コリ）

グラム陰性のらせん状の細菌、微好気性（酸素濃度5～10%）
家畜、家禽、ペット、野生動物、野鳥等の腸管内に生息

原因食品：鶏肉、鶏内臓、牛レバー、井戸水等

潜伏時間：2～5日（平均2～3日）

症 状：下痢、発熱、腹痛等

※下痢症のあと、まれにギラン・バレー症候群を発症することがある。

発生要因：①生肉・加熱不十分な肉の喫食

②食肉から他の食材、調理器具への二次汚染

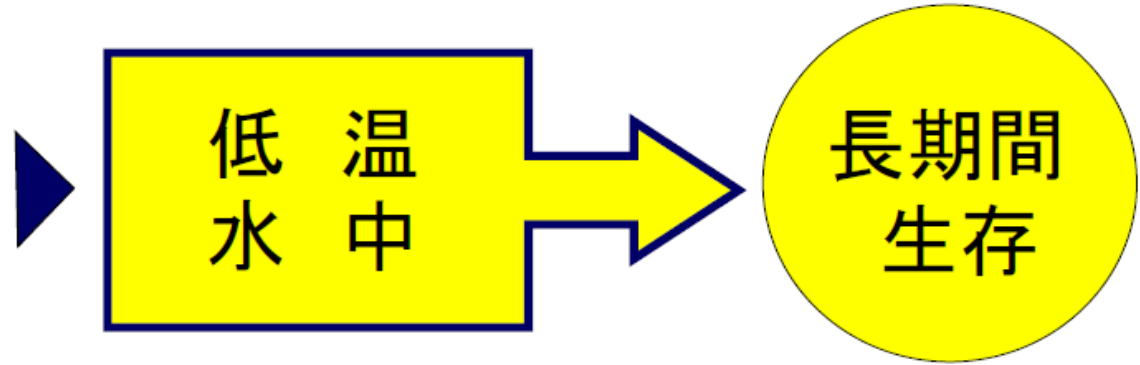
③井戸水、湧水等による水系感染

予防方法：食肉は十分に加熱して食べる。調理器具を使い分ける。等

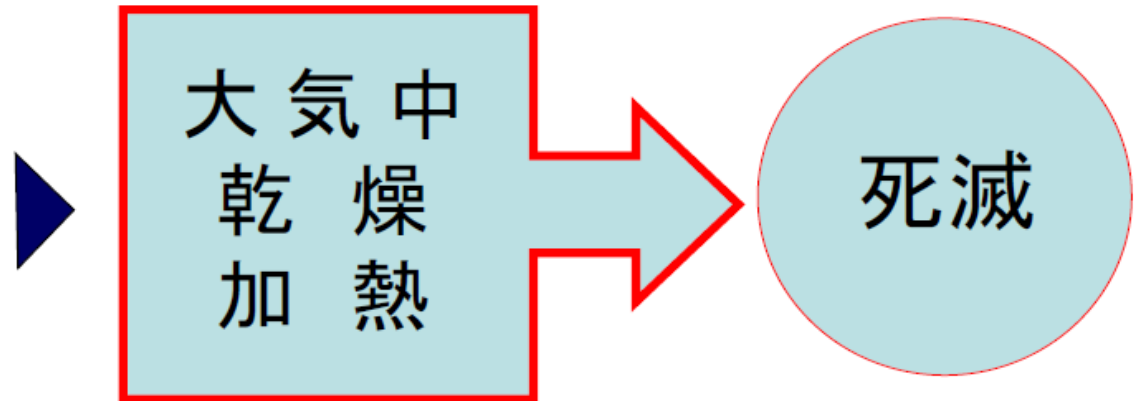


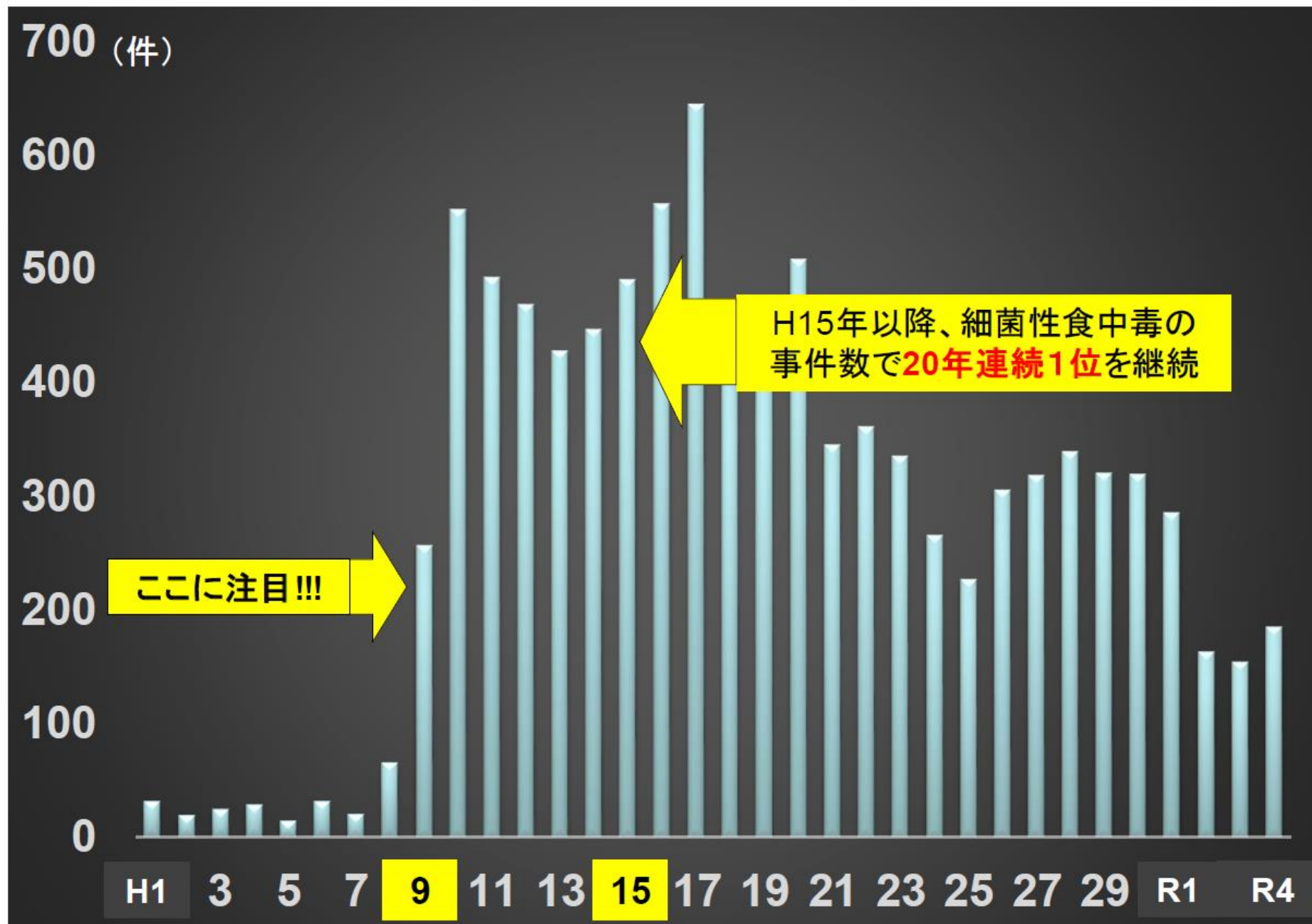
発育条件

- ・微好気
(酸素濃度5~10%)
- ・温度
(31~44°C)



- ▶ **食品中では増殖しない**
- ▶ **鶏は感染しても無症状**





「出典：日本カンピロバクター研究会 赤瀬先生より提供」

肉用鶏の衛生水準の向上等に関する検討会 中間取りまとめ 概要 (案)

カンピロバクター食中毒対策に係る現状と課題

<現状>

- カンピロバクター食中毒は、細菌性食中毒の中で、平成15年以降、**毎年、最も発生届出件数が多い**（令和5年：211件）
- **生や加熱不十分な鶏肉の喫食による食中毒が依然として発生**（発生施設は主に飲食店）
- 食中毒の発生は、消費者への健康被害のみならず、原因と疑われる食品の消費減少にもつながり、農林水産業や食品産業にも影響
→ **肉用鶏の生産段階から消費までのフードチェーン全体における食中毒低減の取組の更なる推進が喫緊の課題**

<課題>

- ・ 生産段階における**効果的な低減対策**、感染の有無や対策効果を把握する**簡便な検査手法が確立されておらず**、また、確立するための**調査実施体制等が整備されていない**（技術面）
- ・ カンピロバクター食中毒について、フードチェーンに携わる関係者全体の**認識が不足**。生産者・食品関連事業者が主体的に取組む食品の安全確保対策をさらに促進させ、**社会全体の食品の安全性への訴求性をより向上させる必要**（社会の意識向上の面）
- ・ 消費者、食品関連事業者等に行政の**発信する情報が届いていないこと**、また、**行動変容を起こすような情報提供が不十分**（情報発信の面）

対応の方向性

技術面の課題

- **産官学が連携した調査実施体制（協議会）の構築**
- **フードチェーンを通じた定量データの収集**
→ 調査計画の立案、データ収集、結果の分析までを包括的・効率的に実施
- **対策に資する管理手法の明確化及び簡便な検査手法の確立**
→ 生産現場でのモデル実証試験による有用な対策の明確化及び普及
- **調査結果等の生産現場への活用**
→ 衛生管理の改善を目的とした専門家による技術的支援の実施

データに基づく科学的根拠による低減対策

社会の意識向上の面の課題

- **生産者・食品関連事業者による衛生に関する取組の社会に向けた発信（自主取組宣言の仕組の構築）**
→ 生産者・食鳥処理事業者が、自らの衛生に関する取組の見える化により、社会規範として遵守
→ さらには、消費者の食品安全意識の向上、安全な食品の訴求へつなげる
- **「自主取組宣言」運動の展開による食品安全意識の社会への定着**
→ 消費者や小売・飲食事業者による生産者等の取組への高い関心・応援により、全国的な推進活動を展開し、食品安全意識の社会への定着を目指す

フードチェーン全体の衛生に関する取組の環境醸成

情報発信の面の課題

- **食肉の生食での喫食頻度が高い年齢層（20～30代）を対象とした取組**
→ 若年層の利用率の高いSNSやショート動画を活用した行政のウェブサイトへの誘導
- **小中学生を対象とした取組**
→ 理解のしやすさを優先したウェブサイトの開設、食品安全に関する学習機会の提供
- **飲食店従業員への教育に係る取組**
→ 現状の対応策の更なる充実
- **その他の取組**
→ 業界との連携、料理レシピサイトの活用、ピクトグラムの活用 等

効果的な情報提供に基づく行動変容

3つの取組による相乗効果として、カンピロバクター食中毒の低減

自主取組宣言プロジェクト

「肉用鶏の衛生水準の向上等に関する検討会」（農林水産省 消費・安全局）における議論を踏まえ、一般社団法人日本食鳥協会において、自主取組宣言を運用するため『自主取組宣言プロジェクト』を運営する。

① ガイドラインの策定、② プロジェクト規約の策定、③ ポータルサイトの立ち上げ、④ 情報発信（記事の作成）、などについて作業中。

自主取組宣言の主な構成

○年 ○月 ○日

〇〇〇〇自主取組宣言

生産者・経営体名

理念

衛生管理の具体的な取組

独自の取組

自主取組宣言ガイドライン

鶏肉の生産衛生管理ハンドブック（改訂版）（農林水産省）を基礎として、自主取組宣言に必要な事項を定める。チェックリストで、適切な取組をしているか確認できるようにする。

規約、募集要領

プロジェクトの理念と運用ルールを策定。

ポータルサイト

消費者・鶏肉取扱い事業者向けに、自主取組宣言内容を発信するポータルサイトを立ち上げ。

情報発信（記事の作成）

メディアプラットフォームのnoteで、自主取組宣言/応援企業に関する消費者向け記事を発信。

肉用鶏生産農場の自主取組宣言：取組項目（案）

- ✓ 導入雛の清浄性
- ✓ 自主モニタリング
- ✓ 飼料の管理
- ✓ 飲用水の管理
- ✓ 敷料の清浄性
- ✓ 鶏舎の徹底した洗浄・消毒
- ✓ 鶏舎環境・施設整備による病原体の侵入・蔓延防止対策
- ✓ 媒介昆虫・野生動物対策
- ✓ 作業者の飼養衛生管理の徹底
- ✓ 出荷時の衛生対策
- ✓ 堆肥舎の管理

食鳥処理場の自主取組宣言：取組項目（案）

✓ 生産者と連携した衛生管理の取組

- 自主取組宣言を実施している生産農場と連携して、食鳥処理場の衛生水準の向上に取り組んでいること。

✓ 食鳥処理場の衛生管理水準をより一層向上させる取組

- カンピロバクターなど食中毒菌の低減を目的として取り組む項目について、取組方針やその結果を公表すること。

✓ 鶏肉の衛生的な取扱いを推進する取組

- 自社が製造した製品について、流通・調理・消費段階において衛生的に取扱われるための取組を講じること。

※運用の実現可能性も踏まえて、調整中のため、今後変更の可能性あり

自主取組宣言プロジェクトの名称

SAFE TABLE STATEMENT

～国産チキンの安全・健やか宣言～

(宣言の理念)

美味しさと安全をテーブルに届ける誓い

(参考) 自主取組宣言の全体像



プロジェクトの今後のスケジュール（案）

4月	5月	6月	7月	8～10月
規約・募集要領 ガイドライン 公開		生産者・ 食鳥処理事業者向け 説明会の開催		宣言申請 受付開始
		応援団体向け 説明会の開催		
			ポータル サイト 本格運用開始	

(検討課題 1) 自主取組宣言の対象について

- 自主取組宣言の対象について、自主取組宣言という手法は現時点で、カンピロバクター食中毒の低減対策として有用とするものの、①消費者頼みの食中毒予防ではなく、フードチェーンの各段階において低減対策を進めるべき、②小売業・飲食業にも広げフードチェーン全体で取組む仕組みとすべきなど、当面の対象を生産者及び食鳥処理事業者とするものの、**今後、フードチェーンに携わる食品関連事業者も対象にしてはどうか**という意見。
- 他方、カンピロバクターの低減対策とした場合、鶏肉の加熱は法的に担保されており、**飲食店を対象とするには、さらなる要件の検討が必要**ではないかとの意見。

今後、卸売業、小売業、飲食店などフードチェーンに携わる全ての食品関連事業者を含めるにあたり、どのような要件とすることが適当なのか。

- フードチェーン全体の衛生水準を高めるのであれば、必ずしも肉用鶏に限ったことではなく、**将来的には、その他の畜種など幅広く含めてはどうか**との意見。

今後、肉用鶏以外の畜種も含めるとした場合、どのような考え方で整理することが適当なのか。

(検討課題2) 自主取組宣言と製品との対応について

- 自主取組宣言は、製品のブランド力の強化を保証するものではないが、
 - ①生産量が9割超がインテグレーターによるものであること、②地鶏・銘柄鶏は一般に、生産者組合あるいは企業体が、自社あるいは特定の処理場に出荷することなどから、企業間取引の誘因に、現時点でも一定の効果が期待されるものと考えられる。
- 今後、消費者や実需者のニーズの高まりなどを踏まえ、自主取組宣言がさらにブランド力の強化につながる方法について、検討していくことが望ましい。

個々の生産者による申請の場合、宣言が製品のブランド力の強化につながる効果が限定的になる可能性がある。どのように荷受業者の認識の向上を確保するか。

共同申請の場合、生産者間で高水準の衛生管理意識が統一され、組合員による衛生管理の強化に期待。ただし、実行性の確保が課題ではないか。

インテグレーターの場合、一般に、生産部門は①売買契約生産者、②委託契約生産者、③直営農場等で構成。申請するには、生産部門での飼養管理の統一化が必要ではないか。

(検討課題 3) 自主取組宣言のさらなる活用に向けて

- 今回の検討の目的は、カンピロバクターを中心とした食中毒の発生による健康被害や経済的影響を減らせるよう、生産から消費に至るまでの必要な段階において、科学的根拠に基づき、より一層衛生管理を向上させるためのものである。
- 検討会における委員や参考人の意見などをみると、自主取組宣言は、上述の目的以外にも、**食品衛生に係る社会の意識向上や消費者・飲食店の意識の変化など、高次の目的達成も期待**されている。
- ただし、自主取組宣言が、社会の意識向上などにつなげるには、さらなる発展が必要との意見。

※ 中間取りまとめ（案）の結び

- ・ 社会全体の食品安全意識の向上
- ・ 食品関連業界全体の食品安全文化の醸成
- ・ 消費者による食品関連事業者からの能動的な情報収集
- ・ 消費者と食品関連事業者の認識共有

今後、自主取組宣言をどのように展開させることが望ましいのか。